

岐 阜 県 公 報

目 次

公安委員会規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

(刑事総務課)

ページ
一

号外 (三) 平成二十八年十一月三十日

公安委員会規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第九号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状の請求及び傍受ができる期間の延長の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則 (平成二十二年岐阜県公安委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「第四条」を「第四条第一項」に改め、本則第一号中「刑事部」を「生活安全部、刑事部、交通部」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十八年十一月三十日

平成二十八年十一月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社